

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援、取引先のテレワーク導入支援等）
- b. IT実装支援（データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援等）
- c. グリーン化の取組（省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達等）
- d. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施等）
- e. BCP/事業継続（取引先の災害時等の事業継続計画策定の助言等）

### 2. 「振興基準」の遵守

- ・発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。
- ・「契約後に不当なやり直し・受領拒否が生じないように発注内容を明確化」「発注量が予定より合理的理由なく大きな乖離が生じる場合の、発注者からの自主的協議」に真摯に対応します。

### 3. その他（任意記載）

- ・当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。
- ・約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組めます。

2026年1月1日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

富士電設備株主会社

企業名

代表取締役 沼田 穂積

役職・氏名（代表権を有する者）